



名古屋市民オンブズマン

代表 滝田 誠一 様

名古屋市長 河村 たかし



行政文書一部公開範囲の追加について（通知）

下記の行政文書一部公開決定について、追加で公開を行うことを決定したので、通知します。

記

1 公開範囲が追加される処分及び文書

処分 (文書番号)	文書	追加公開 する部分	公開	請求日	決定日
31観名保 第55号	「平成30年6月13日に名古屋城の 件で文化庁を訪問した際の復命 書、支出命令書」中(1)復命書	左の文書 中①	一部 公開	H30. 7.18	R1. 5.31

2 公開範囲を追加する理由

発言をした本人への確認等を行い再度検討した結果、現時点では弊害が存在しないと判断したため。

3 決定を行った所管課・公所

観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室

(TEL : 052-231-2488)

4 その他

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙

番号	非公開情報	行政文書の一部を公開をしない理由
1	文化庁との打合せ内容 ④～⑦	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関する文化庁職員と本市職員の間間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。</p> <p>当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。</p>
2	文化庁との打合せ内容 ④～⑦	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関する文化庁職員と本市職員の間間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。</p> <p>名古屋市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、間間的な議論・検討の段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。</p>
3	文化庁との打合せ内容 ②～⑦	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号該当</p> <p>左記非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業に関する文化庁職員と本市職員の間間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されているほか、市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されている。当該事業はいまだ実施途上であり、当該情報は現時点では間間的な検討段階にとどまるものである。</p> <p>当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されていない未確定な情報が、確定したものとして誤解されるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、非公開とする。</p>

※「①」部分について追加的に公開したため、便宜的に「②」を起点に通番している。